

浜岡原子力発電所1、2号機 廃止措置に伴い発生した クリアランス金属の再利用について

2022年2月14日

当社は、循環型社会の実現を目指し、原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生するもの（金属、コンクリート、ガラス等）のうち、放射性物質として扱う必要のないものについてクリアランス制度（注 1）を活用し、資源として再利用することとしています。

このたび、浜岡原子力発電所 1、2 号機の廃止措置の解体撤去工事にて発生したもののうち、これまで国による放射能濃度の確認を終え、「放射性物質として扱う必要がないもの」と認められたクリアランス金属（約 530 トン）の一部（約 80 トン）を同発電所敷地内の側溝用の蓋（図 1）に加工し、再利用することとしましたので、お知らせします。

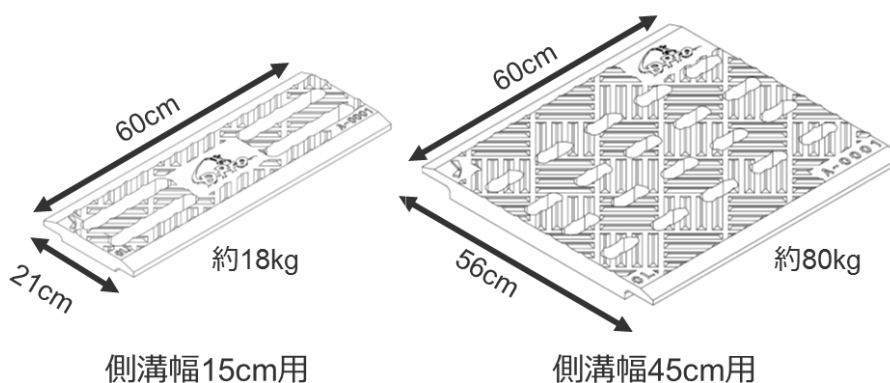
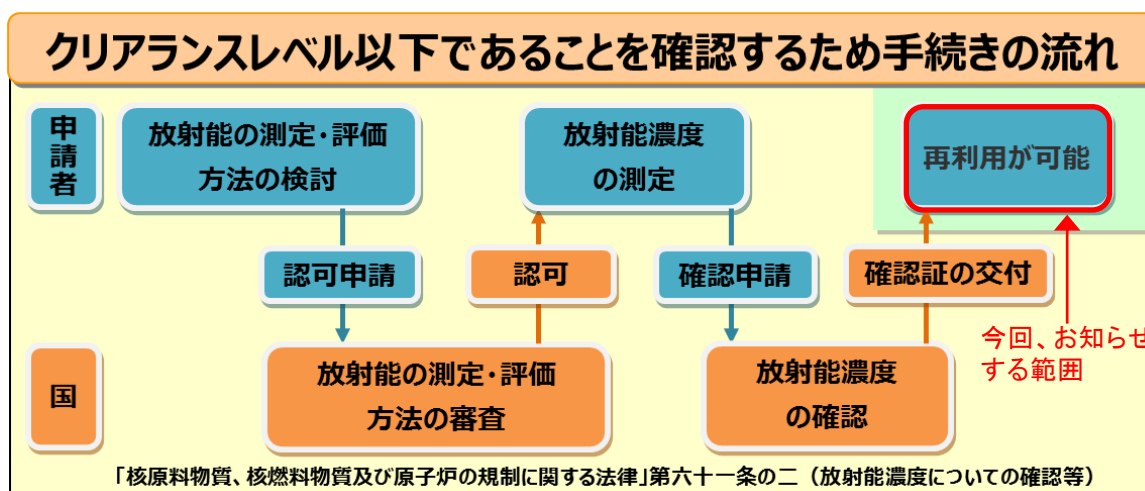


図 1 側溝用の蓋（イメージ図）

注 1 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生するものの中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないことから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされるものが数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認したものについては、再利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。



以上